

第一次佐久市総合計画 後期基本計画策定方針

平成22年8月



策定の趣旨

本市は、平成17年4月1日、佐久市・臼田町・浅科村・望月町の1市2町1村の合併により誕生し、将来都市像「叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市」の実現に向け、平成19年度～平成28年度を計画期間とする「第一次佐久市総合計画」に基づき、各種施策を展開しています。

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されていますが、実施すべき具体的な施策の方向を示した「基本計画」については、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな市民ニーズなどに対応するため、見直しを行うこととしています。

わが国の社会経済情勢は大きな転換期を迎えており、市民の意識の変化や新たなニーズが発生しています。また市民からは市に対し、広い視点に立ちつつ新たな諸課題に適切に対処し、健全財政に配慮した計画的・効率的な行政運営を進めることが求められており、徹底した情報公開に基づく市民の主体的な参加により、行政と市民の協働によるまちづくりを進める必要があります。

このため、基本計画を見直し、平成24年度～平成28年度を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

計画の構成と期間

(1) 基本構想

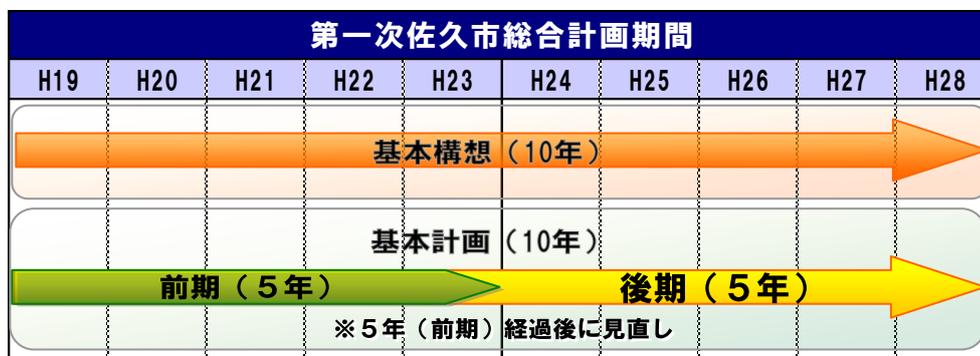
時代の潮流や本市の特性を踏まえ、将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明確にし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針とするものです。

現基本構想は、地方自治法第2条第4項※に基づき、議会の議決を経て平成19年度から平成28年度までの10年間の構想として策定されているため、今回は改定しません。

(2) 基本計画

基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を計画的に実現するために、実施すべき具体的な施策の方向を示した中期的な計画です。

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間ですが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな市民ニーズなどに対応するため、今回見直しを行います。



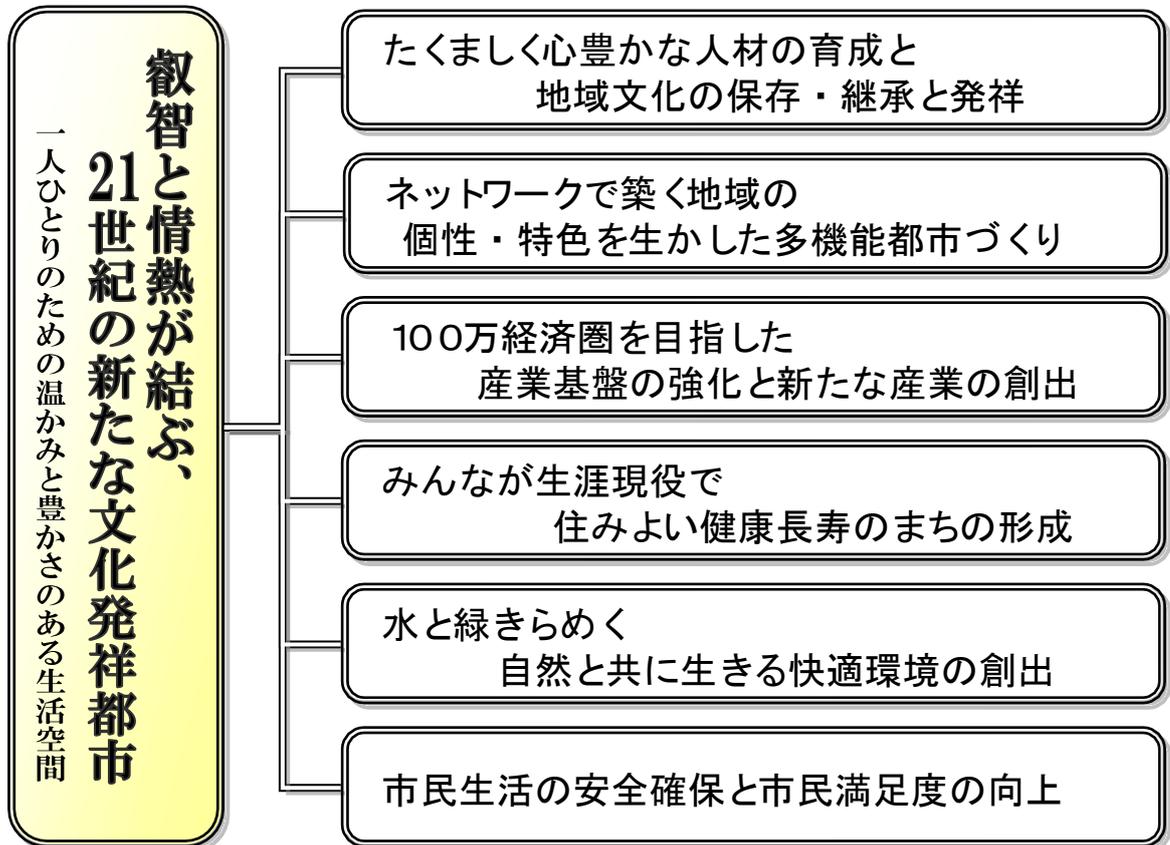
※地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

基本構想の柱

第一次佐久市総合計画の将来都市像実現に向け、以下の6項目を「基本構想の柱」として設定し、施策の大綱を定めています。

これらは、平成19年度から平成28年度までの10年間の構想として策定された基本構想の骨格にあたるため、今回は改定しません。



5本の重点施策

基本計画の見直しにあたっては、限られた財源・人材等の資源を有効に活用し、特色ある施策を展開するため、「基本構想の柱」を横断し、戦略的に取り組む以下の施策を「5本の重点施策」として位置付け、「基本計画」の中で該当する施策を重点的に推進します。

5本の重点施策

- ①世界最高健康都市の構築
- ②安心安全な子育て支援
- ③地域経済の活性化
- ④交流人口の創出
- ⑤徹底した情報公開による市民参加型市政の実現

策定にあたっての基本方針

(1) 基本構想との整合

計画策定にあたっては「新市建設計画」及び「基本構想」との整合を図り、市民が将来にわたって安心して住み続けられるよう、まちづくりの基本理念と将来都市像を計画的に実現するための施策の方向を示した計画づくりを行います。

(2) 本市の特性を生かした計画づくり

本市の歴史や文化、地勢や自然環境、産業、人材等、様々な地域の特性を生かし、まちの魅力を最大限に発揮できるような計画づくりを行います。

(3) 的確な現状把握と施策の重点化

社会経済情勢の変化や行財政制度の改正等に留意するとともに、限られた財源・人材等の資源を有効に活用し、健全財政に配慮した計画的・効率的な行財政運営を図るため、戦略的に取り組む施策として位置づけた「5本の重点施策」に沿った事業への選択と集中を図ります。

(4) 情報公開と市民参加

広報・ホームページ等の活用や、懇談会等の実施により、市民と行政の情報共有に努め、計画策定の透明性及び公平性の確保を図ります。

また、審議会委員の公募や、市民意識調査、パブリックコメント等の実施により、計画策定段階から多くの市民の参画を得るとともに、市民の意識・意見の把握や対話を通じ、現状と課題や目標等について共通の認識を持ち、市民と行政との協働による計画づくりを行います。

(5) 市民にとって分かりやすい計画づくり

可能な限り目標の明確化と成果指標の数値化を図り、把握した達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなど、市民にとってわかりやすい計画とします。

市民参画と策定体制

以下の市民参画や庁内体制等により、計画策定を進めていくものとします。

(1) 市民参画

① 総合計画審議会

学識経験者や各種団体の代表、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。

② 市民意識調査（アンケート）

市民アンケートを実施し、市の取組みに対する認識・評価や、今後の施策に対する要望等を把握し、計画に反映させます。

③ 地区懇談会

地区懇談会を開催し、計画策定に関する意見交換や説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握し、情報を共有することにより、地域の実情に配慮した計画を策定します。

④出前講座

自治会や各種団体等の要望に応じ職員が出張し、計画策定に関する説明や意見交換を行い、把握した意見や課題等を考慮して計画を策定します。

⑤意見・提言募集

計画策定当初から、計画案に対する意見や提言を募集し、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映させます。

⑥各種団体インタビュー

各種団体を対象にインタビューを行い、把握した意見や課題等を考慮して計画を策定します。

⑦その他

市政モニター、子ども議会、まちづくり協議会等から出された意見・要望等についても検討し、可能な限り計画に反映させます。

(2) 庁内体制

庁内における計画策定作業は、以下の組織を中心として進めますが、職員は総合計画が本市の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の創意と叡智を結集し、計画策定にあたるものとします。

①企画調整委員会

計画策定に関する調査・審議は、副市長を委員長とし、市長が任命した部長職により構成される企画調整委員会において行い、必要な調整を図ります。

②企画調整幹事会、土地調整幹事会

計画策定にあたり、企画調整委員会が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、企画課長を幹事長とし、市長が任命した課長職から構成される企画調整幹事会及び土地調整幹事会において調査及び検討を行います。

③庁内プロジェクトチーム

若手職員を中心とした庁内プロジェクトチームを組織し、計画策定に関する調査及び検討を行います。

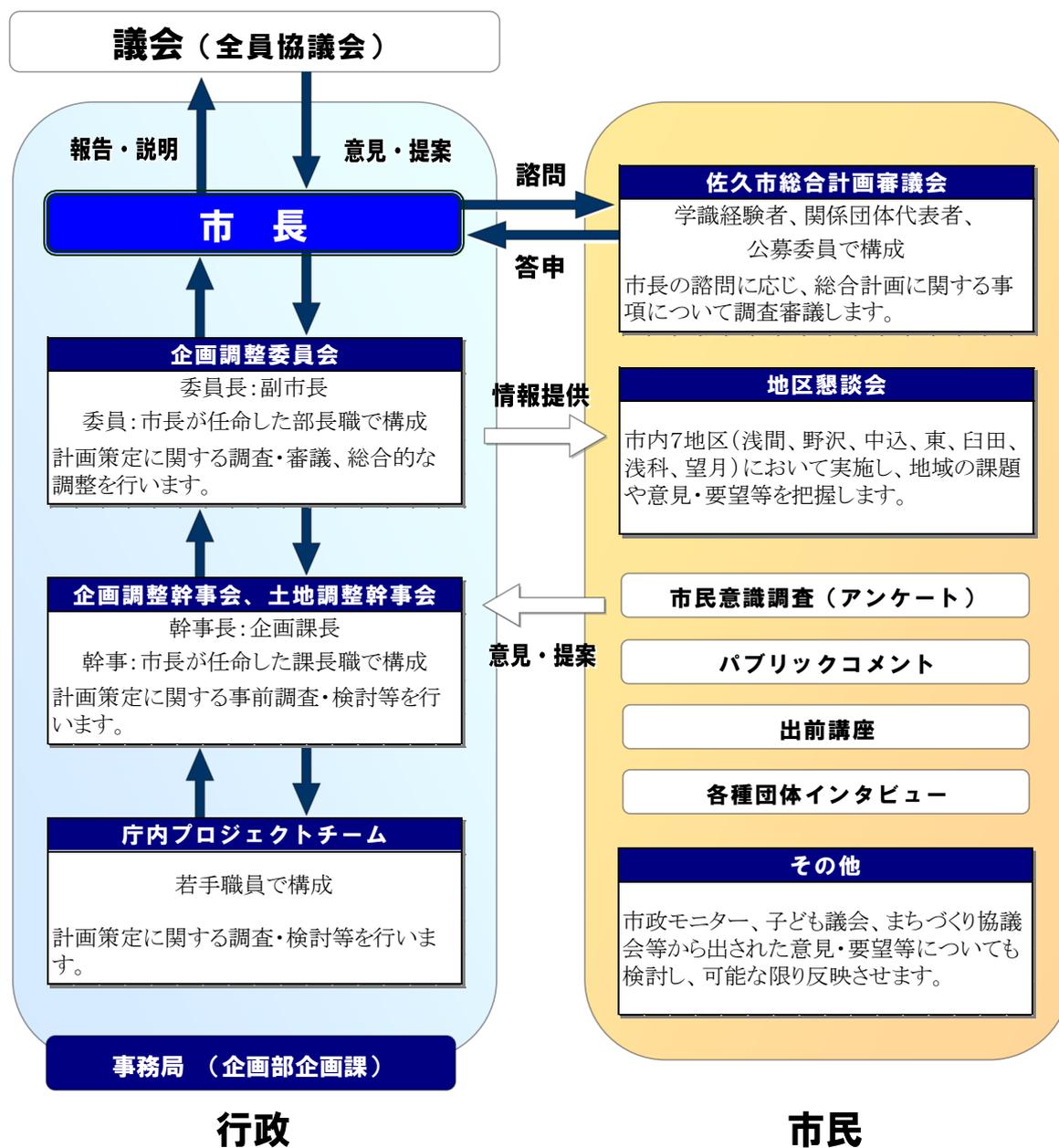
(3) 市議会

今回の計画策定は、基本構想の改定を伴わないため議会への上程は行いませんが、計画案について議会全員協議会において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

(4) 事務局

事務局を企画部企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

<策定体制図>



策定スケジュール

平成22年度及び平成23年度の2ヵ年で策定します。（「別紙1」参照）

その他

国・県等の計画及び広域計画との整合性に配慮するとともに、他市町村との連携や機能分担などにも配慮するものとします。

このため、計画の区域は本市の行政区域を対象としますが、広域的な配慮を要する案件に関しては、区域外についても考慮します。

第一次佐久市総合計画 後期基本計画策定方針

平成22年8月

佐久市企画部企画課

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

TEL 0267-62-2111 (代表) 内線 432・434

E-Mail kikaku@city.saku.nagano.jp